

## 土石採取等遵守基準細則（採石法関係）（平成13年10月1日施行）

平成13年3月29日付け兵庫県告示第548号の8で告示された土石採取等遵守基準（以下「遵守基準」という。）の施行に伴う必要な事項のうち、採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく採取計画の認可を要する採石場に関する事項を以下のとおり定める。

（遵守基準9（1）の規定に基づく既着手行為に対する基準の特例）

1 遵守基準9（1）に規定する採取等区域の選定に係る基準の特例については、以下のとおりとする。

- （1） 遵守基準施行の際、既に遵守基準1（1）から（10）に掲げる区域（以下「選定回避区域」という。）において採取計画の認可を受けて採取を行っている者は、遵守基準1の規定にかかわらず、現行認可期間満了後も、引続き認可申請を行うことができるものとする。ただし、選定回避区域において認可区域の拡大を行おうとする場合は遵守基準施行後の新たな採石認可として取扱うものとする。
- （2） 遵守基準施行の際、選定回避区域以外の区域において採取計画の認可を受けて採取を行っている者が、認可区域の拡大により、新たに選定回避区域で採掘を行おうとする場合は遵守基準施行後の新たな採石認可として取扱うものとする。

（遵守基準9（2）の規定に基づく既着手行為に対する基準の緩和）

2 遵守基準9（2）に規定する法面及び小段の造成及び緑化に係る基準の緩和については、以下のとおりとする。

- （1） 遵守基準施行の際、第1種区域又は第2種区域において認可を受けて採取を行っている者は、遵守基準別表の規定にかかわらず、遵守基準別表のうち、第3種区域の基準により造成及び緑化を行うことができるものとする。ただし、当該採石業者は、遵守基準施行後2回目の採取計画認可までに、造成又は緑化が完了していない法面及び小段について、遵守基準の第1種区域又は第2種区域の基準に適合するよう順次採取計画の見直しを行わなければならない。
- （2） 第1種区域又は第2種区域で認可区域の拡大を行おうとする場合、当該拡大区域については上記（1）の緩和措置は適用しない。

（緑化計画書）

3 遵守基準2に規定する緑化計画については、以下のとおりとする。

（1） 採石業者は、緑化計画書（様式第1号）により緑化計画を策定し、採取計画認可申請時に知事に提出しなければならない。

- （2） 採石業者は、前項の緑化計画を忠実に履行するものとする。
- （3） 採石業者は、第1項の緑化計画について、認可年度（認可期間の初日から起算した1年ごとの期間）末の緑化状況を緑化状況報告書（様式第2号）により、認可年度が満了する日の属する月の翌月末までに報告しなければならない。
- （4） 知事は、前項により提出された緑化状況報告書の内容について、必要に応じて調査を行うものとし、緑化状況が適切でないと認める場合は、是正を命ずることがある。

（緑化誓約書）

4 採石業者は、採取計画認可申請時に、緑化誓約書（様式第3号）を知事に提出しな

ければならない。

(完了報告)

- 5 採石業者は、緑化工が完了したときは、完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(採取跡地の災害防止及び緑化計画の履行の保証)

- 6 採石業者は、採取跡地の災害防止及び緑化計画の履行を保証するものとして、別に定めるところにより、採取計画認可申請時に連帯保証人の保証書を知事に提出しなければならない。

(暫定緑化の原則)

- 7 遵守基準7に規定する土石の採取等を行っている間の暫定的な措置（以下「暫定緑化」という。）に係る基準は以下のとおりとする。

(1) 暫定緑化の原則

当該認可期間中に生ずる壁面面積の2分の1以上を、常に遮蔽又は緑化（自然斜面含む。）を講ずることにより景観保全に支障がないよう努めること。

ただし、以下の各号に該当する場合については、暫定緑化の取扱いについて、別途知事に協議を行うものとする。

ア 採取場の歴史的経緯などの特殊な事情から、暫定緑化の実施が困難な場合であつて、上記の暫定緑化にかわる措置を講じようとする場合（地元市町長からの要請がある場合に限る。）

イ 採取場開設後の採石業者の責に帰さない特殊事情により、暫定緑化の実施についてやむを得ない事由がある場合

ウ 当該認可期間中に生ずる壁面のうち、景観保全の必要性がない場合

(2) 暫定緑化の工法

種子吹付工を主とした緑化を図ることとする。

なお、暫定緑化状態の継続期間等に応じ、景観に与える影響を検討して、別途工法を決定すること。

(認可区域の拡大の要件)

- 8 認可区域の拡大に係る採取計画認可申請については、現行認可申請書の採取計画跡地平面図に示された採取予定区域の採取が終了し、最終残壁の形成が終了している場合に限って行うことができる。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合であつて、従前の緑化計画の履行状況からやむを得ないものと知事が判断する場合に限り、認可区域の拡大に係る認可申請を行うことができる。

(1) 認可区域の拡大に直接影響のない最終残壁の整形及び恒久緑化が遵守基準及び同細則に定めるとおり完了している場合

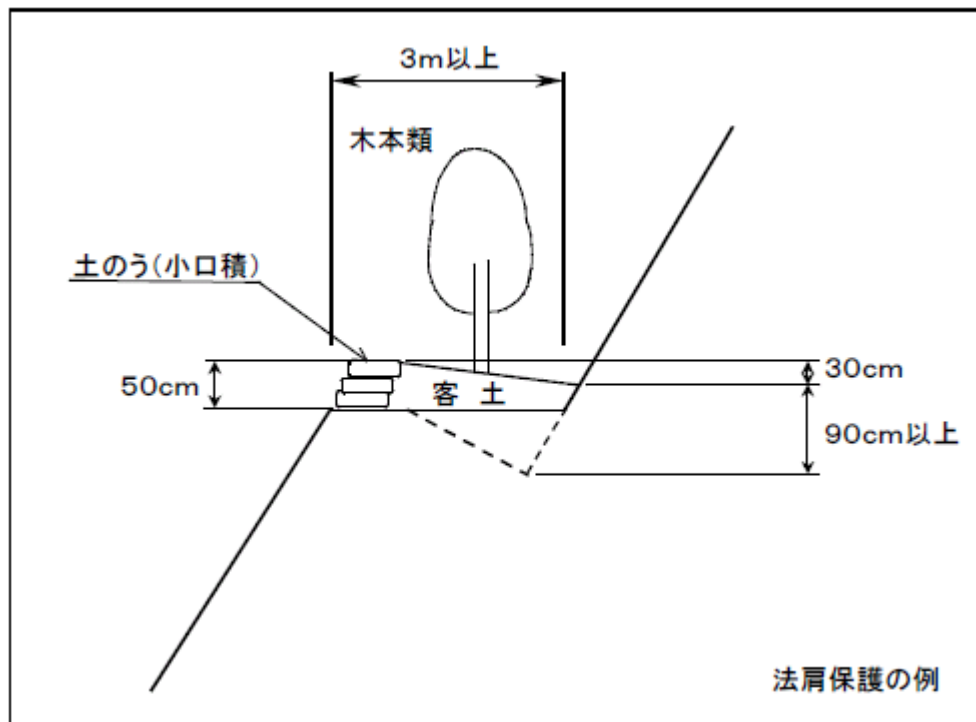
(2) 現行の採取方法で道路運搬式ベンチカット法とオープンシュート式ベンチカット法を併用している場合で、道路運搬式ベンチカット法に全面移行するため、認可区域の拡大が必要となる場合

(3) その他、災害未然防止の観点からやむを得ない理由があると知事が認める場合

(技術基準の細則)

- 9 上記の他、遵守基準の施行に際する技術基準の細則は以下のとおりとする。

- (1) 表土除去については、原則として当該認可年度中に採掘を行う範囲以外は行わないよう採取計画を策定しなければならない。
- (2) 最終残壁の高さが100メートルを超える場合は、図1のとおり、小段の幅を50メートル毎に10メートルに拡張しなければならない。
- (3) 遵守基準別表の緑化を行う場合は、以下の事項に留意しなければならない。
- ア 第1種区域及び第2種区域においては、小段部の客土の流出及び崩落防止のため、法肩はフロンカゴや土のう等により客土を保護する構造とすること。



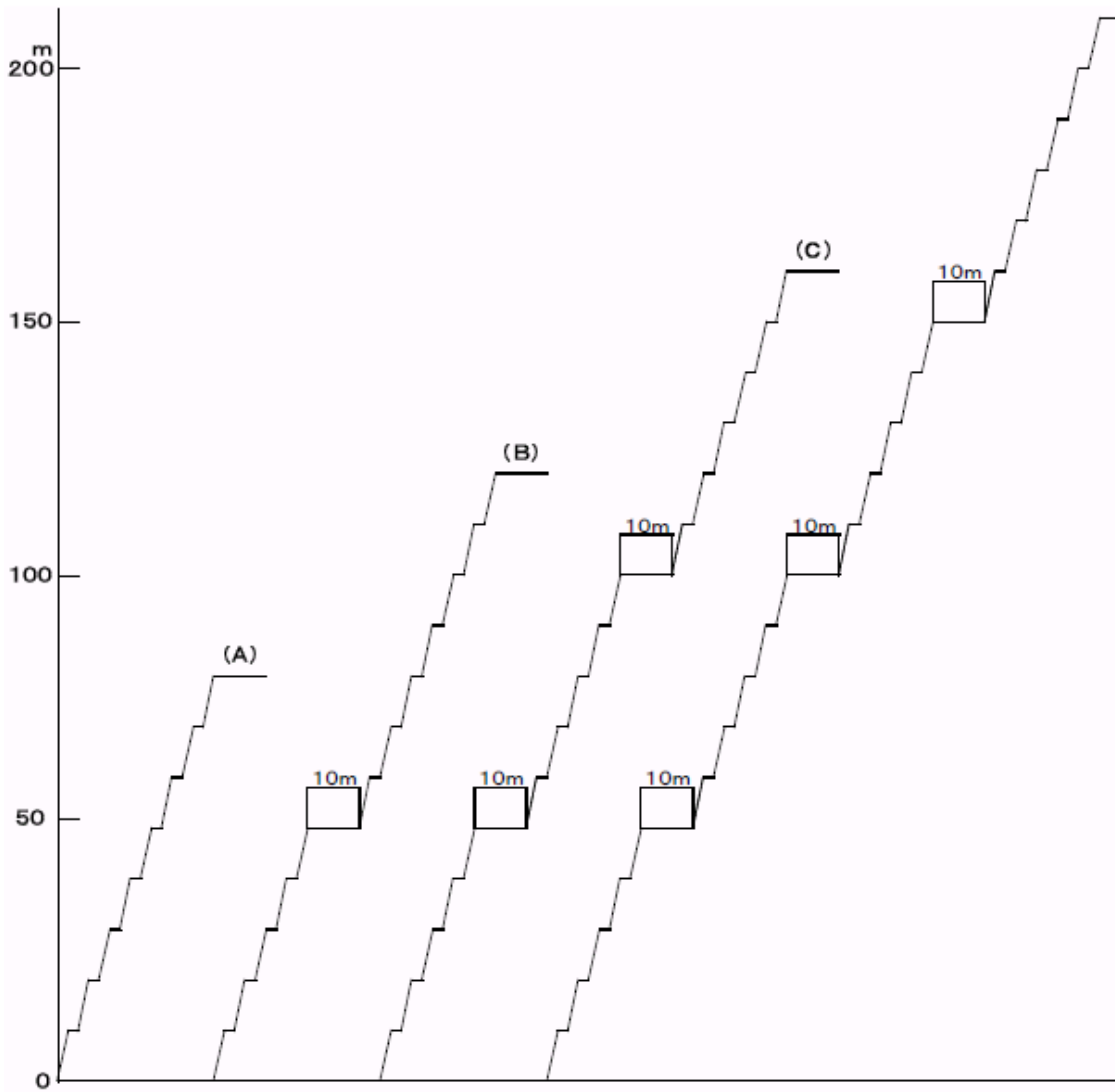
- イ 小段植栽については高木性苗木の間に低木性苗木を補植すること。
- ウ 大苗木植栽については倒木等がないよう添え木などの措置を行うこと。
- エ 厚層基材吹付工の吹付厚さについては、岩盤の状況等に応じて適切な吹付厚さを選定すること。また、配合種子については木本類を主体とすること。
- (4) 採取計画の策定に際する排水施設の設計方法及び計画流量の算定方法については、別途定めるところによるものとする。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、平成12年10月1日現在で既に法第33条の規定による認可を受けている者については、当該認可期間（平成12年10月1日以後に、法第33条の5の規定により変更認可申請を行った場合は、当該変更の認可申請の日までの期間）中に限り6の規定は適用しない。

#### 附 則

- この細則は、平成15年6月1日から施行する。



タイプ	残壁の高さ	拡張する小段数
A	0~100	0
B	100~150	1
C	150~200	2
D	200~250	3

上図においては、拡張する小段のみを記載した。  
 10m小段と10m小段の間は遵守基準別表に示す  
 小段を確保するものとする。